

第四十六回 参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和三十一年二月二十七日(木曜日)

午前十時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
北條 橋八君
森 八三三君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
北口 龍徳君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
森部 隆輔君
山崎 齊君
大河原一三君
大森 創造君
小宮市太郎君
戸叶 武君
矢山 有作君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
水産庁長官 庄野五一郎君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(昭和三十一年度の漁業の動向に關

する件)

○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青田源太郎君) それではただいまから委員會を開きます。

昭和三十一年度の漁業の動向に關する件を議題といたします。

まず、本件について水産庁當局の説明を聴取することにいたします。庄野水産庁長官。

○政府委員(庄野五一郎君) 昭和三十一年度の漁業の動向等に関する年次報告につきましては、昨日参議院本會議におきまして、農林大臣よりその大綱について説明があった次第でございます。なお、御要求によりまして、私から補足いたしました説明をいたしたいと思います。

御承知のとおり、昨年沿岸漁業等振興法が成立いたしましたので、その第七條によりまして、政府は漁業の動向等に関する報告を、これは漁業動向と、それから講じた施策、これから講じようとする施策、こういう三つになつておりますが、その報告をすることになつておりますので、それに基づきまして今回第一回の漁業動向等に関する報告を提出した次第でございます。何ぶん初めての報告でございますので、過去におきます統計の不足等もございまして、そういう制約から、なお不十分な点もあるかと存じますけれども、この点御容赦願つて、今後とも統計資料の整備その他に努力いたします。

て、よりよき報告をいたしたい、こういうふうな考えておるわけでございませう。この漁業の動向等に関する年次報告は、いま申しましたように、三十八年度を中心としたものであります。それで漁業動向は、三十二年から三十七年までの漁業動向を取りまとめた次第でございます。また、講じた施策は、三十七年度を中心としたもので、戦後におきます制度の状況、それから講じた施策等に触れつつ、三十七年度を中心として、さらに三十八年度におきまして講じております。施策を報告いたしております。講じようとする施策は、三十九年度の予算を中心としたもので、これから講じようとする施策の概要を記述いたしました次第でございます。

まず、漁業の動向に關しまする年次報告について御説明をいたしたいと思います。お手元に配付してございますが、漁業の動向等に関する年次報告という文書と、それからその要旨を書きました資料が配付いたしてございしますので、本書のほうをお開き願つて、その図表、あるいは統計資料をまともました表等について御説明いたしたいと思います。

漁業動向の年次報告は、第一部が總論的に日本の水産業の全体の動向を把握いたしましたので、その概要を説明いたしましたので、第二部で、沿岸漁業等について詳細な報告をいたしたわけでございませう。沿岸漁業等振興法に基づきますので、沿岸漁業と中小漁

業というものに焦点を当てて、各論的に詳述いたしましたわけでございませう。

第一章の總論的なものとしたしましては、国民経済の成長と漁業がどういう關係にあつたかということを記述いたしております。これは三十二年以降におきます一般の経済的な成長といふものの中におきます漁業の發展状況を書いてございませうが、この總論的に書いてございませう中に、漁工業の生産指数、これは産業総合でございませうが、それは三十二年以降、年率にいたしまして一四%の大きな成長を示しております。国内の実質国民所得の伸びも大体一%になつております。その中におきまして漁業の總生産量、これは三十七年度が六百八十六万トン、これは鯨を除いております。海面漁業及び内水面の漁業總生産量でございますが、六百八十六万トンという總生産量を示しております。その三十二年からの年率の伸びは五%ということになつております。鉱工業の一四%の伸びに比べますと、はるかに低うございませうが、漁業の実質的な国民所得というものは、年率九%伸びております。国内の実質國民所得の伸びが一%で、漁業が九%の伸びということになつております。そういう点で、漁業の生産の伸びというものは、国民経済の中におきましてこういう地位を持って、低いとはいひながら、順調な伸びを示している、こういうことになつております。

それから水産物の需要の動向というものは、国民経済の堅実な成長にさきえられまして、また輸出も非常に伸びている、こういった点で非常に需要が旺盛であつたということで、生産者価格も非常に堅調に推移している、こういうふうな考えております。この需要も、国民生活の發展に伴ひまして国民所得が伸びる、生活様式が高度化していく、そういうようなことで、消費形態も非常に変わつてきているといふことも言えると思ひます。水産物に対する国民の需要といふものは、生鮮食料としてこれを消費するといふよりは、加工品として消費するといふ形態を示しております。加工品も低次加工——これは塩干物といったような加工、それがかん詰め、びん詰め、ハム、ソーセージといったような高次の加工に移つていくといふことも言えます。また、生鮮食料の需要の中におきましても、高級魚のタイとかヒラメとかマグロとか、そういった高級魚に対する一般のアジ、サバといったような大衆的な多獲性魚からそういう高級魚に需要が移つていく、こういったことが言えると思ひます。

また、漁業におきます就業の状況も、国民経済の發展に伴ひまして、相当に他産業のほうに流出している、こういうようなことが言えると思ひます。そしてまた、流出の中心が若干労働力を中心として他産業に移つていく、こういうことが言えると思ひます。そういう点から就業事情が非常に變化しておりますし、一部の漁業、特

に中小漁業といった面におきまして、労働不足といったような面が出ておりますし、従来の経営なり、技術なり、あるいは労働の管理といったような面に大きな変化を生じつつあるということでございます。また、これが農業でも言われますように、沿岸漁業の構造改善の一つの契機になっている、この契機をとらえて生産性の向上に努めなければならぬということが言えると思います。そういうことが書いてございます。

その中で漁業生産と生産手段の動向がどうなっているかということが書いてございます。漁業生産の動向は、総漁獲量が非常に伸びているということが書いてございます。これは四ページ、表の1の1の「漁業生産量の推移」というところに、海面漁業が六百七十六万トン、これは内水面が十萬トンでございますので、総生産量六百八十六万トンのうち六百七十六万トンが海面漁業の生産量でございますが、その中で沿岸漁業と中小漁業とその他の漁業と、こういうふうに分けてございませう。その他の漁業というのが、いわゆる大資本漁業の遠洋漁業を中心としたものでございまして、そういった沿岸漁業、中小漁業、それから大資本漁業による遠洋漁業、こういうふうに分けて得ると思いますが、その中でも、沿岸漁業が三十四年ごろまでは停滞きみであった、三十五年ごろから伸び出して、三十七年度においては、前年比七割で伸びている、あるいは中小漁業が順調に伸びて、前年比一二七割、それから、その他の遠洋漁業というものは、三十二年が一〇〇でございまして、前年比は間違いで三十二年対比でござ

います。三十二年対比で二四〇で、二倍半に近い伸びを示しておる、こういうことが言えると思います。内水面漁業も停滞きみでございまして、三十二年と比べますと、約一〇九割に伸びておる。こういうように生産量が順調に、それぞれにおいて格差はございますが、伸びておるということが言えます。

それから生産金額も、三十七年度で総生産額は四千五百三十二億八千五百万円ということになっておりました。その中におきます構成のウェイトは、沿岸漁業が四一割、中小漁業が四七割、大資本によります漁業が一二割というふうな構成比になっております。三十五年、三十六年、三十七年というふうな、沿岸漁業のウェイトが少なくなつて、中小漁業なり国際漁業のウェイトがだんだん高まりつつあるということが言えると思いますが、四千二百六十四億円といったような、順調な伸びを示しております。それから五ページの表が、いわゆる漁業の、海面漁業におきます総生産量の中におきます沿岸漁業なり中小漁業なり、その他の国際的な大資本漁業のウェイトの変遷を示した図表でございまして、ここで御注意願いたいのは、沿岸漁業が三十二年は全体の中で四一割のウェイトを占めておったのであります。三十七年には三四割生産が伸びておりますが、全体の中に占めるウェイトは、沿岸漁業のウェイトが低下しておるということが言えると思ひます。図の1の1でございまして、それから「魚種別構成の多様化」ということが次に書いてございまして、日本は諸外国の水産国と比べまして、

非常に多種多様な魚種を生産しておるということが言えるわけでございます。その表は、表の1の3に「魚種別構成の変化」というものを書いてございまして、イワシとかニシンとかいったようなものが、三十七年になりました。非常にウェイトが下がつてきました。サバとかアジとかサンマ、カツオ、マグロといったもののウェイトが上がつておる、こういうことが言えると思ひます。

それから生産手段の動向でございまして、これは漁船の動力化が進展しておる。無動力船が動力化しておるということと一緒に、動力化の傾向、ディーゼル化が非常に進んでおるということが言えると思ひます。漁船の総数としては大体横ばいでございまして、無動力船が減つて、動力漁船が非常にふえておる。それから小型漁船としては、一トンの船が多くなつて、一トンないし三トンの船が多少上る傾向でございまして、一トン未満も横ばい程度でございまして、三トないし五トンの横ばい程度、多少上る傾向、こういうことが言えると思ひます。それから機関のディーゼル化、その次の図表は、焼玉が減つて、それから蒸気機関というものが非常に減りまして、ディーゼルエンジン化が非常に進んでおるということが言えると思ひます。それから生産手段といたしましては、漁具、漁業用機器が近代化し、また非常に機械化しておるということが言えると思ひます。また、漁船の大型化の問題といたしまして、二百トン以上が非常にふえておるということ、五トン——十ト

ン、十トン——二十トンの漁船が減りつつある。三十七年、多少上昇傾向でございまして、大体小型漁船が減つておる。二十トン——五十トンは多少ふえておるということが言えると思ひます。

それから漁船の機械も、いままでは綿綱等が中心でございましたが、合成繊維というものが非常に導入されてきておるということ、それから電探とか、あるいは無線とか、あるいはその他の機械、レーダーとかローソン、そういうものが非常に導入されて近代化されつつあるということが言えると思ひます。また一面漁業の生産基盤となつておる漁港の整備も、第一次、第二次計画、さらに昨年から第三次整備計画で相当整備が進んできた。これは漁船の大型化あるいは近代化等に資するとともに、生産物を水揚げして経済面に結びつける接点としての非常な効果をあげておる。なお今後とも漁港の整備は必要であらうということが書いてございまして、それから内水面漁業の生産の動向といたしましては、停滞きみであったのが、最近の需要の旺盛にささえられて上昇傾向をたどつてきた。特に内水面におきますところの養殖漁業というものが非常に伸長を遂げた、こういうことが書いてございまして、それから漁業の就業構造の変化でございまして、これは次の表の一六に書いてございまして、無動力から動力というふうな階層分けにいたしております。就業全体が二十八年は七十九万人であつたのが三十七年には六十六万七千人、年率一・九割の割合で減少している。五年間におきまして

は、約十二万程度が減少したわけでございます。そういうふうな国民経済の復興と成長に伴つて、漁業におきます就業人口も他産業に移動しつつあるということが言えると思ひます。その中でも家族就業者の減少よりもむしろ雇用者の減少が大きい、こういうことが言えると思ひます。

それから労働力の流出流入の状況といたしまして、新規学卒者の動向を掲げてございまして、新規学卒者の流出といふことが、あるいは他産業へ移るということが非常に顕著に目立ってきておる。それから流出の状況といたしまして、就職離村といふ面が離職して帰村するということよりも非常に上回つておる。それから出かせぎ離村といふものは、非常に減少傾向にありまして、就職離村といふものが離村人口一万人について九十七人から百六十五人に大幅に増加しておる、こういった傾向を書いてございまして、それから新規学卒者につきましては、やはり中学校卒といふものが非常に大きな割合で漁村から他産業へ流れおる、こういうことでございまして、それから就業者の年齢の高齢化、これは農業と同様にやはり漁業におきましても、若年労働者といふようなものが他産業に移りやすいということがございまして、そういう面でも漁業全体といたしまして壮年化、高齢化しつつある。特に沿岸漁業なり養殖漁業といった面につきましては、機械の発展、あるいは近代化等にささえられて、やはり高齢者の就業者が就業し得る道も開かれておる。そういうふうな傾向で年齢層が全体として高齢化しつつあるということが言えると思ひますし、また養

それから漁業経営の構成の変化を次に掲げてございますが、これは表の一八八というところにございます。二十八年には、沿岸なりそれ以外のものが二十五万一千七百四十七経営体でございましたが、三十七年には二十二万七千経営体というふうに年率二・八%

減少している、こういうことが言える
と思います。なお図表にもありますよ
うに、沿岸漁業の経営数の年次別の変
化としては、浅海養殖・三トソ以上五
トソ未満の経営層、三トソ未満の経
営層層、三トソ未満の経営層層、三
トソ以上五トソ未満層なり、定置網
地びき網、これらの沿岸漁業、それ
から無動力船に依存している漁業が
大幅に減っている、こういうよう
な図表になつております。

それから沿岸漁業の経営構成の変化
 といしましては、家族集約経営に非
 常に移行しつつあるということが言え
 ると思います。それはいわゆる雇用就
 業者が非常に獲得が困難であつてむし
 る流出していく。そういうふうな面か
 ら家族労働に依存するということであ
 る。三トシ——五トシ未満、三トシ未満と
 いったような経営層がふえておるわけ
 でありまして、いわゆる家族労働の完
 全燃焼というものをねらいにしている
 わけでございますが、漁船のディーゼ
 ル化なりあるいは省力化の傾向から、
 そういう家族労働を完全燃焼してこの
 中で経営をはかつていく。雇用労働力
 の確保の困難、あるいは雇用労賃の非
 常な上昇傾向というものと合せて、い
 わゆる三トシ前後の経営層を中心にい
 たしまして家族労働依存の経営が、今

それから沿岸漁業以外の経営数の年次別変化といたしましては、これは大資本漁業による分が多いと思います。が、二百トン以上の経営層が非常に急激に上昇いたしておりますが、百トンから二百トンは下降傾向でございます。百トン未満の面も大体下降傾向にあるということが言えると思います。

これも図表で示してございます。

それから組織別経営の動向というのがございますが、漁業経営を組織している九七％までが大団体経営でございます。会社経営は近代的な企業経営として増加の傾向でございますが、まだまだその増加傾向はそれほど顕著でございせん。今後ともこの会社経営による近代的経営というものが伸びていく、こういうふうに考えます。それから資本金が十億円以上という大資本的なものが七社ございますし、一億円以上のもので六社、五千万円以上のものが八社、資本金五百万円以下というものが七四％、こういうふうになっております。漁業協同組合なり生産組合、あるいは共同経営というようなものは減少傾向でございますが、構造改善のにない手として、やはり漁業協同組合によりまする、いわゆる新しい意味におきまする協業経営なり協業組織というものの効果が、瀬戸内海を中心に

それから沿岸漁家の兼業状況でございますが、大体先ほど申しましたように三トン未満前後を中心として家族労働依存の沿岸漁業が非常にふえつつある。こういうことで、経営内容もそれは堅実であるというようなことで、大体漁業におきましては、主業漁業家というのが二十八年三十三年を比

べますと、二十八年が五四%のウエー

トであつたものが六四％にふえつた
と云ふことが言へると思ひます。そ
のためにいわゆる第二種兼業漁家とい
うものが二八％も減少して、それぞれ
の主業漁家に移行しつつあるというこ
とが言へると思ひます。それからその
中でも漁家所得に占める兼業所得と
いつた割合が、無動力船層では五八％
が六一％に増大している。あるいはそ
ういう無動力船層では、兼業所得が非
常にウエイトが多いわけでありませ
うが、三トン未満では大体兼業所得が三
五％前後であり変更はございません
が、三トン以上十トン未満層では、兼
業所得が二七％が二四に減るといふよ
うに、兼業所得が減つてゐるというこ
とが言へると思ひます。それで沿岸漁
業の漁船漁家の兼業状況は、下層は兼
業化が進み、上層では専業化が進んで
いるということが言へるわけござい
ます。

ましたが、輸出向けが非常にふえているということ、国内のいわゆる非食用向けのえさ等に向けるものが、また最近におきます酪農の振興より養鶏の非常な発展ということで、えさの需要が非常に高まっているということが言えると思います。それから国内の食料消費向けの需要というものも大体堅

実に伸びているということを示してあ

る表を掲げてございます。魚介類、鯨肉、海藻類、こういうふうに分けて書いてございますが、この魚介類のうちの利用配分というものについて、利用配分の変化というものがやはり三十二年から三十七年にかけて、そこに掲げてございます。三十七年では三九%が生鮮のまま食料及びえさ等の消費に向けられ、四八%が食用加工品原料に向けられ、一三%が飼肥料の加工原料に向けられてゐる。これは圖の——11に掲げられておりますが、そういうものが最近の動向では、生鮮食用向けはあまり伸びない、えさ向けがやや増大しており、総体として加工原料にいくもののものが増が非常に大きいということが言える。それからその中でも食用加工向けでは塩干魚向けというものは非常に停滞し、練り製品とかかん詰、びん詰に増大しているということが書いてあ

産地価格のほうも、横ばいしないしは下
降傾向のものを示している。これは消
費においてもあまり伸びないというよ
うな面も反映いたしております。そう
いう産地価格の動向を示しております

でございまして、それは表——14に掲

ばてでございます。
 それから水産物の家計消費の動向といふことで、消費内容の高度化と消費者価格の動向といふことで、先ほど申しましたように生鮮食料として消費されるものは停滞きみでございますが、その中でも高級魚のほうは伸びて、大衆的なイワシ、アジ、サンマといった多獲性魚はより停滞しているといふことは言えるわけでございますし、その傾向は都市農村を通じて言えることとでございますし、また加工は低次加工の塩干物から高次のびん、かん詰め、あるいは練り製品というものに非常に向けられつつあるということが言えると思っております。そういうことを表15といふところで掲げてございますし、ま都市、農村における一人当たりの魚介加工品の家計消費量の推移というものも、表16に年次別にその推移を掲げてございます。そういう意味で消費

者価格も高級魚に対するものは非常に上がつてきておりますが、多獲性の魚種というものが停滞気味であるということがあります。それから、それから魚介類に対する支出の比重の低下ということで、国民経済の発展に伴いまして、国民のそれぞれの所得が増大いたしております。そういうことで生活内容が高度化しているわけでございまして、エンゲル係数も下がるといふようなことで、魚介に対する支出の比重は家計の中に占めるウェイトが下がってきてつづつあるということが言えるということも掲げてございます。それは表一七というところに掲げてございます。

それから次に水産物のえさ並びに肥料需要の増加ということ、それから水産物輸出の動向、これはいずれも先ほど申し上げましたように非常に強気で上昇傾向にあるということが言えます。水産物の輸出動向も図一四といたるところに掲げてございますように、漁業生産の約一〇％が輸出に向けられている。輸出は三十七年は千二百二十六億ということで、日本の総輸出額の六・三％を占めているということが言えると思ひます。その次の表一五で、水産物輸出の額の推移の中で、それぞれの水産物輸出額で冷凍水産物、あるいは水産物のびん、かん詰め、塩干水産物あるいは真珠といったもののそれぞれの金額なりウェイトを掲げてございます。

以上が大体水産に対する全体の比率でございまして、次が第二章の沿岸漁業等の動向ということで、その第一章が沿岸漁業の動向、第二章が中小漁業の動向ということでございしますが、まず沿岸漁業の動向ということをお説明

いたしたいと思ひます。沿岸漁業の生産の動向ということをお次に掲げてございしますが、表一六をここに示します。沿岸漁業の生産量の推移ということで三十二年、二百六十五万五千トンという総量が三十七年は二百二十九万七千トンということで七割の伸びになつております。漁船漁業はそのうち百五十八万八千トンで、それが百六十四万二千トンで、四割の伸び、それから定置網は三十二年に比しまして八二％に、マイナス一八％下がっているというところ。浅海養殖は三十二年を一〇〇といたしますと、一四九と、約五割の増加になつてきているということで、沿岸漁業のうち漁船漁業、定置網漁業、浅海養殖と分けますと、漁船漁業は停滞がございしますが、上昇はしているものであります。それから定置網漁業は非常に減つてきている。それから浅海養殖は急速に発展しているという動向がわかると思ひます。生産金額におきましては、これは次の表一七といたるところに掲げてございしますが、総計沿岸漁業といたしましては千三百二十六億七千六百万円というものが千六百六十八億三千六百万円ということで、十トン未満の漁船を使用する分でございしますが、生産の伸びよりも生産金額の伸びのほうが大きい。これはやはり価格の上昇にささえられているということが言えると思ひます。

それから次の表が沿岸の漁船漁業の生産量と着業統計数の変化でございしますが、大体就業したしております漁船の数というものは沿岸漁船漁業では下降傾向にありますが、生産量はふえていくということが図表の一七で示してございします。そういうことで、着業統計

数の生産量というものが上昇しているということが言えると思ひます。それから図表一八でございしますが、沿岸漁船漁業の規模別の生産動向というものを掲げてございまして、三十二年と三十七年と対比したのでございしますが、無動力船は三十二年六十万トンであつたものが、三十七年はそれが四十四、五万トンに減つてきているが、三トン未満というものが非常に伸びている。それから三・五トンも伸びているというところ。それから五トン以上は大体横ばい、多少上昇傾向、こういうふうな規模別の生産動向を比較して、結局三トン未満と五トンから三トンの階層というものの生産量が非常に上がつてきているということが言えると思ひます。それから、図の一八に、定置漁業の着業統計数と生産量の変化ということで、大規模の大型定置着業統計数が非常に減つてきている。それから小型の定置漁業は大体着業統計数も、それから生産量も横ばい傾向にあるということが言えると思ひます。そういうことで、定置漁業というものは非常な下降現象を示している。こういうことが言えると思ひます。

それから次に浅海養殖業の生産の動向でございしますが、これはノリ、カキといったものを今後の中心に書いてございしますが、ノリ養殖なりカキ養殖が、昭和三十二年と対比いたしますと、ノリが生産量では三十二年を一〇〇といたしますと二六九という大きな

倍半以上に伸びているということが言えます。ノリ、カキ養殖につきましても四二％の増になつてきている。真珠についても二三％ということ。二・三倍に伸びているということが言えるわけで、養殖業が非常に大きく伸びているということを示してございします。

それから、次に、浅海養殖業の種類別の生産金額を図表に掲げてございします。なお、この浅海養殖につきましても、埋め立てとか、最近におきまする工場の発展で水質が汚濁する、そういう面での悪化の現象もあると思ひますが、技術の進歩等という面での克服をしなければならぬというところ。なお、次にノリの養殖、カキの養殖、真珠の養殖、かん水魚の養殖といった点を四項目に分けて呈示してございします。それぞれ差はありますが、非常に上昇をたどっているというところを書いてございします。

次が沿岸漁船漁家の経済動向でございしますが、漁船漁家の一般的な経済動向という記述の中で、漁船漁家の所得、これはいろいろ補償金等もあつますが、そういう臨時収入というものを除きまして、一般的に漁船漁業を営む漁家の所得ということで、三十七年に四十九万八千円ということになつております。表の一八に掲げてございしますが、絶対水準では農業者や都市勤労者世帯に対してまだかなりのへだたりがございしますが、伸び率では三十二年から三十七年の間に五九％というかなり高い伸び率を示しております。しかも、三十二年と三十四年度の間の伸び率はそれほど高くございせんが、三十五年以降以降の伸びが非常に目立って

いるということが言えると思ひます。それで表の一八に、漁船漁家所得というものが事業所得、労賃所得、その他の所得ということで、三十二年が三十一万二千三百円というものが、三十七年には四十九万七千九百円に伸びた、こういうふうな伸び率でございします。なお、三十一年度以前は、漁船漁家と都市勤労者世帯との格差は増大する一方でございしましたが、三十五年以降以降、ようやく格差が縮小しつつあるということが言えるようにございします。このような伸びは、主として漁業所得、水産加工所得の伸びによるということが言えるわけでございまして、そういう面においては非常に進歩しつつございしますが、なお絶対額が都市勤労者全都市の所得よりも低い、農業者に比べても低いということが言えると思ひます。

それから次に、漁船漁家の経営内容でございしますが、漁業所得と経営規模の大小による格差がやはり目立っているということが言えると思ひます。漁業収入——これは漁業の収入でございまして、兼業収入でなくて漁業収入だけで見ますと、三十二年、三十五年の間は増加率が非常に低かつたわけでございしますが、三十六年度以降漁業収入が増加して、三十七年度には漁船漁家の平均で六十四万四千円、こういうふうになつております。これは図の一五といたるところに示してございします。

一方漁業支出というものは、同じ傾向で上昇してはおりますが、漁業収入の伸びのほうが支出の伸びより高かつたということが言えるわけでございまして、そういう面でも漁業所得は三十三年から非常に上昇してきているというこ

うことが言えると思ひます。それで表の一八に、漁船漁家所得というものが事業所得、労賃所得、その他の所得ということで、三十二年が三十一万二千三百円というものが、三十七年には四十九万七千九百円に伸びた、こういうふうな伸び率でございします。なお、三十一年度以前は、漁船漁家と都市勤労者世帯との格差は増大する一方でございしましたが、三十五年以降以降、ようやく格差が縮小しつつあるということが言えるようにございします。このような伸びは、主として漁業所得、水産加工所得の伸びによるということが言えるわけでございまして、そういう面においては非常に進歩しつつございしますが、なお絶対額が都市勤労者全都市の所得よりも低い、農業者に比べても低いということが言えると思ひます。

それから次に、漁船漁家の経営内容でございしますが、漁業所得と経営規模の大小による格差がやはり目立っているということが言えると思ひます。漁業収入——これは漁業の収入でございまして、兼業収入でなくて漁業収入だけで見ますと、三十二年、三十五年の間は増加率が非常に低かつたわけでございしますが、三十六年度以降漁業収入が増加して、三十七年度には漁船漁家の平均で六十四万四千円、こういうふうになつております。これは図の一五といたるところに示してございします。

とで、漁家経済の内容は改善されつつあるということが言えると思います。図のⅠ-5にいわゆる漁業収入、漁業支出をグラフに書いてございまして、そして漁業所得が非常に伸びているというところ、いわゆる付加価値率というものも上昇傾向にあるのでございす。このことを図表で示してございす。それで、その中で無動力船層と三ト未満の小型動力船層というふうに分けて、結局やはりその内容分析をいたしたわけでございまして、なお三ト以上十ト未満の経営層、そういうふうと同じ漁船漁業の中でも、階層間の格差が漁業所得の中であるということを示してございす。それは表のⅠ-6というところをごらんになるとわかるわけでございす。

それから漁業収入の増加の原因というところを書いてございす。これはやはり生産量というものは、停滞がちなものでございまして、伸びていないことを先ほど申しましたが、やはり経営体数が減っているということで、一経営当たりの生産量は約一%三十二年に比べて増加しているということを書いてございす。それから生産量の伸びよりも漁船の上昇というものが非常に大きいわけでございまして、いわゆる漁船の上昇にささえられて収入が非常に好転しているということが言える。その中でも沿岸の漁船漁家は高級魚を漁獲しているわけでございまして、そういう魚価の上昇が、高級魚は高いわけでございす。そういう意味におきまして、生産量の伸びもある程度見られますけれども、魚価の上昇ということで漁業収入が非常に増加しているということが言えるわけでございす。

それから三ト未満層の支出の動向というところで、資材費は横ばいであるということを書いてございす。労賃費が多少上昇しているというよう内容分析してございす。それから沿岸漁船漁家の家族労働力依存の傾向と今後の方向というのが書いてございす。結局経済の高度発展に伴いまして雇用者が減っていくという傾向で、家族労働力を完全に燃焼しようというところで、今後の漁船漁家の動向といたしましては、漁船の三ト前後を中軸にいたしまして機械化、近代化して、家族労働力に依存して生産性の高い高級魚をとって、そして経営を合理化していくという方向に向かうものであろう、こういうふうな考えでございす。

それから浅海養殖漁家(のり、かき)の経済動向、これも先ほど申しましたように非常に経済が好転しているというところをうたつてございす。それから沿岸漁業者の所得及び生活水準でございまして、これはなかなか比較するものはございせんけれども、先ほどの漁家所得が非常に好転しているということにささえられまして、漁家経済の中の生活水準も非常に好転はしてまいっておりますが、なお全都市勤労者なり農業所得に比べまして絶対数において低いということで、まだまだ今後そういう面の改善が必要であらうということをしてございす。表のⅠ-13というところ、漁家、農家、全都市勤労者の世帯所得とい

う比較がございまして、沿岸漁家平均では、全都市勤労者を一〇〇といたしますと九一・九%、その中で分析いたしますと、漁船漁家は八〇・二、養殖漁家は一二・四ということで、全都市勤労者よりもいい世帯所得を持っておりますが、農家が八九・五ということで、やはり漁船漁家、沿岸漁家の大部分を占めます。漁船漁家というものが農業の八九五より悪い八〇・二ということで、非常に悪いということ、漁船漁家のこういう対策を講ずる必要があるということをお願いしております。

次に、中小漁業の動向でございす。が、中小漁業につきましては、いわゆる経営十ト以上の千ト未満、あるいは三百人以下の従業者、こういった点でございまして、中小漁業の生産の動向は、表のⅠ-17に年間の生産金額、それから主要漁業種類の生産量の推移というものを掲げてございす。中型底びき、まき網あるいはサンマ、カツオ、マグロ、こういうふうに分けて書いてございす。いろいろサケ・マスを除きまして、それぞれ非常に上昇傾向にあるということが言えるわけでございす。サケ・マスは、これは目下漁業の関係で、毎年の生産量が削減されつつあるということも反映いたしておるわけでございす。

それから次に、漁業別に中型底びきとか、まき網、そういうふうな経営の生産量の分析をやつてございす。それから中小漁業の経営の動向につきましまして、中小漁業経営の一般的性格といたしまして、これはいわゆる多獲性のものをとるというように、海況なり漁況に支配される面が非常に多いというところ、漁期が集中している、あるいは水揚げ地が集中している、そういう面からして魚価が非常に変動しやすいという面で不安定な面があるというところ、労働面では、やはり歩合制が支配的である、それから非常に雇用労働力に依存しておるという面、最近の経済発展で労働力の確保がむずかしいという面から困難な面が今後出てくるだろうというので、省力化、近代化の道をたどらざるを得ないということを書いてございす。

それから漁業の収入、支出の動向と

いうところで、漁業収入も非常に伸びております。支出が非常に横ばいで、漁業収入の伸びに比べて支出経費が横ばいであるということで、経営内容は非常によくなっているということが言えると思います。

それから中小規模の製造業者と経営内容を比較いたしました。中小漁業はいいとは言えると思ひますけれども、やはり設備資金に非常に多額の投資をしており、その設備資金を借入れ金に依存しておる。そういうことで借入れ金の支払い利息を非常に払わなければならぬという面、経営の利率なり、利益率なりが低いということ、自己資本の蓄積といったものを、今後経営を近代化し合理化してやつかねければならぬという方向を示してあるわけでございす。それとともに、中小漁業の経営の面におきましても、大福帳式のものから近代企業的な経営の記帳をやつていこうなことで、もっと経営を計画的にやらなければならぬということ、やはり労働管理というものを強化して、労働力の確保につとめなければならぬ、こういうような意味のことを書いてございす。

以上が大体三十八年度を中心といたします。漁業の動向でございまして、そのほかに講じました施策というのは、これは三十八年度までの予算で講じたもの、それから漁業法の改正、水協法の改正という制度改正、その、それは先刻御承知と思いますが、そういうものを記述したものでございす。

それから三十九年度のこれから講じ

う面がございまして、信用事業を営む漁協を金融機関として指定するということとは、やはり本来の主義が漁業である現状に即しまして本来やはり漁協を中心にするべき漁協の資金の融通でございまして、そういう面について、漁協を中心に行っていくべきではないかとわれわれは考えるわけでございますが、漁協、農協等からも借りておるといふ面がございまして、その面の摩擦が起こらないように、われわれも具体的にその地区々々によりよく検討して指導してまいりたい、こういうふうに申し上げておく次第でございます。

○小宮市太郎君 この年次報告を見ますと、浅海養殖業というのは、生産の向上といえますが、他の漁業と比べて非常に伸びが大きいと思うのです。特に浅海養殖業の中でも、ノリ、カキの中で特にノリの生産量が多いし、したがってこの生産額その他も非常に多い。だからその漁家の所得、漁業の所得が多くなっておるわけですね。結局漁協の経済的なゆとりといえますが、従来は技術的にも非常に劣っておりましたし、あまりよくなかったのですけれども、最近の技術の向上によって漁協の運営というものは非常によくなり、しかも余裕が出てきた。したがってそういう意味から信用事業を開始したいという空気が相当これに刺激されて起こるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、そういう点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員 庄野五郎君 ノリ養殖業等は非常に最近伸びておりますことは、御指摘のとおりでございます。特に千葉県を中心にした関東なり、東北

地区、それから伊勢湾を中心にした三重なり愛知県それから瀬戸内、それから有明海、それから玄海、こういったところでノリ養殖が非常に大幅に発展を示しております。で、ノリ等につきましましては、やはり従来なかなか共販に乗らないという点もございまして、特に有明海あるいは玄海あたりからこれを共販に乗せようと非常に努力いたしております、いまそういう面で資金の融通等の必要も出てくるわけでありまして、そういう面の資金の確保

というものは、信連なりあるいは農中から系統的に流れていく、こういう建前になっておるわけでございます。そういう面ではやはり生産物を共販するという点、そうして資材は共同購入する、こういう点がやはり組合運動としては重要なことと思えますし、そういう面の助長ということとは指導してまいりたい、こういうふうに考えておりますが、これが従来の農協とどういう関係にあるかという点の詳細は、まだわれわれはつかんでおりませんけれども、農協からどういふような金融が流れておるかという点をよく調査いたしまして、やはり共販なり共同購入という共同販売事業を伸ばすには必要なことは申すまでもないこととございまして、そういう面につきまして、それに必要な資金の手当てというものをいたさないうちならぬと思ひます。これまでノリ等につきましましての保証というものは、実績はほとんどなかったわけでございますが、今後そういう必要があれば、伸ばしていく、こういうことで進みたいと思ひます。特に農協等との摩擦というものは起こらないものとわれわれは確

信しておるわけでございますが、具体的にはよく調整してまいりたい、こう思っております。

○小宮市太郎君 農協というのは、だんだん合併が促進されて、かなりその一町村一組合というように非常に整理統合が進んできたわけですが、ところが特に有明海をとりましまして、非常に細分化されてきております。特にひどいのは、一町に四つの漁協があるというふうな、そういうところさえある。したがって、まだノリ漁業が収益が非常に低かったときには、農協から資金の融通を受けて、それで着業していく、こういう例が多かったのですが、こういうことになりましたと、農協との関係において、細分化されておりますから、それが、少し余裕が出てくると信用事業をやるのじゃないかという危険が考えられるわけですね。

そういう場合に、漁協の整理統合といひますか、そういう指導と、そのいまおっしゃった信用事業を開始するのじゃないかという危険性、そういうものとの関連を、どういふように見ておられるか、どういふようにこれを指導していこうかと考えておられるか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員 庄野五郎君 漁業協同組合の合併状況は、本日配付いたしました資料の六ページに、これは渡辺委員の要求でお配りしたわけでございますが、最近の分を掲げてございまして、これは漁業協同組合の整備促進法が制定されて以来、同法によって合併奨励金の交付の対象になったものを掲げたわけでございますが、こういう合併奨励金の交付の対象にならなくても、自然的に合併を促進している面もあるわけ

でございますが、とりあえず整備促進法に基づいて合併をいたしたというのが、三十八年度までで関係組合数が三百三十、件数で二百二十、三百三十の漁業が二百二十の漁協に統合整備合併した、こういう表になっております。

こういうことで、われわれといたしましても非常に規模の小さい漁業協同組合があるということは、これは一面において、そういうものがやりまする経済事業あるいは信用事業といったものが、どうしてもやはり経済基盤が薄弱であるということで、販売事業も不十分でございまして、なお、信用事業などということも、なかなかできないのではないかと、こういうようなことで、まず基盤の規模の拡大、財政経済の基盤の確立ということが、協同組合運動を指導しますには大事なことだと思ひます。

そういう意味で合併の奨励はいたしておるわけでございますが、農業と多少なりとも漁業におきましては、魚種なりの地区によりまして自然的な条件、それから、それがその組合で組合員が営んでおります漁業の種類別、そういうことで、農業よりも、やはり合併の困難な面も多いんじゃないか、こういうふうにも考えられるわけでございますが、そういう障害を乗り越えて、できるだけ範囲で合併を進めていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。そういう面では、やはり新しくそういう基盤が確立してまいりますれば、販売事業をやります上におきましても、やはり信用事業もやったり、非常に、車の両輪というところで、組合活動が活発になるわけでございますので、信用事業も、そういう面から開始

しようといふことについては、われわれとしても、もちろんこれは促進すべきものと思つて指導しているわけでございます。

○小宮市太郎君 前の国会の政府委員の方の答弁に、この農協を合併する指導について奨励金を出す、今まで五万円だったのを十万円にした、こういうお話があった。まあ倍増したって、わずかに十万円ですから、これで合併が急速に進展するとは思われませんか、私も、私の見る限りでは、たいした効果はなかったんじゃないかと思つております。

というのは、現実、さつき御質問いたしましたように、有明海に、特に福岡県側をかりにとりまして、海岸線は四十キロ以内だと思つて、その四十キロ以内のところは二十三の漁協がある、二十三ですね。その二十三の漁協が漁連を作っているのです。これはまあ、ほかのところとちよつと違って、ひどいと思うのですけれども、なかなか合併の機運が起こらないわけですね。なぜ起こらぬかという、非常に有明海におけるノリ事業というのは近來いいんです。特に、まあこれは農業でも漁業でも、そうでございまして、一方において不作が起れば、一方では非常によくなると、こういう宿命的なものなんです。したがって、今年は千葉県あたりのノリ漁業が非常に打撃を受けたと、こういうことになりまして、需要供給の原則から、有明海のノリというのは非常に景気がよるしいといふことになる。で、収入も多いと、こういうことで、なかなか合併といふことが実現しないわけですね。かえって細分化をするという傾向

さえ見えるわけです。

ですから、おっしゃる通りに、統合をして信用力がついたら信用事業させるといふことをおっしゃっていますけれども、すでに、その細分化された漁協が、かなりの経済力を持ってきて信用事業を起こすのじゃないかと、こういう心配を持つわけです。こういう点について、非常に、まあ特殊地帯というまではいきませんけれども、そういう地帯について、一体どういう御指導をなさっていくられるのか、その点、ちょっとお聞きしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 先ほど合併奨励金としては、国から出すのが大体十万円でございますが、県から十万円ついて二十万円ということで合併の奨励金になるわけでございます。これは大体、農協の合併奨励金と同じ程度になつてゐると思いますが、これはやはり、この金ももらえるから合併するといふのじゃなしに、やはり基盤として経済的にも考え、また、組合運動の精神にもやっぱり目ざめて、そうして組合を合併しようと、そういうときに、この合併奨励金が促進剤を果たすと、こういうような形でございますので、やはり基盤たる農協の組合員の自覚というものが一番大事だろうと思つてゐます。そうして地理的なり経済的条件が合併に熟してくるという場合に、合併奨励金というもので促進して行く、こういうことに相ならうかと存するわけでございます。

なお、御指摘のように有明沿岸のノリ養殖業というものは、近年非常な急速な発展を示しておりますし、最近のノリの価格の上昇という面もあります。養殖漁家の経済は非常に好転して

いるということは言えるわけでございます。まして、その面を反映いたしました、漁協の経済的な基盤も固まりつつある、こう思いますが、要はやはり、その今までのノリの取引形態というものが、個々にその間屋等を得るといったような面で、非常に不合理な面もあるわけでございますが、そういう面につきてまして、われわれといたしましては、やはり共販体制を固めていくという指導をいたしておりまして、一括してこれを漁協なり、あるいは北九州のノリ養殖漁家の協議会という、漁連の協議会というものを作って、そこで間屋と入札の方式で共販体制を固めていく、こういう指導をしてきたわけでございます。やつとこれが、軌道に乗りつつあるという状態で、まず、やはり共販体制を固めていくということが先決だろうと思えます。そういう面で指導もだいたい徹底してきて、共販体制が固まりつつあるわけでありまして、

そういう面から漁協の経済力の育成というものもやつていこう。そうすれば、やはり資材の共同購入という面も徹底してまいりまして、いわゆる共販事業を中心にして漁協が経済体としていける。そういうことが言える。そういう面におきまして漁協の分散というよりは、やはりこういう面では統合して、経済がよりよいほうにいったほうが販売面でも有利でございます。それに即応して信用事業も考えなくちゃならぬ、こういうふうを考えております。

○小宮市太郎君 お説はまことに、そういう方向にいけばいいと思うのですが、実際問題として、長い間かかっているのだけれども、なかなか統合、合併

というのはいけません。したがって、そういう意味から、一方にお

いて生産も上がってくる。技術も進歩していく。そういうことになる、だんだん従来からやっていた共同漁業権ですか、採貝業をやっていた連中たちは、やるところがなくなつて、漁場がなくなつちやつて、そうすると細分化されておりますから、なかなかその採貝業をやっていた連中たちが、今度はノリ漁業に転換しようという場合に、そういう措置を組合がしてくれないわけですね。したがって、その結果としてノリの密漁というのが、直接の原因とは思ひませんけれども、いろいろな複雑な条件が原因になつて、そういう密漁というのが最近是非常に多い。そしてまた、そういう連中たちがノリがやれないものですから、さらにまた細分化して漁協をつくらうという、こういう動きさえあるのですね。ですから、こういう点については、抜本的な方法を講じてやらないと、かえつて、いまの信用事業などを早く開始して、それでかえつて政治的な、経済的な紛糾にまで発展するおそれがある。こういうように私は、事件のあるたびに痛感するのですが、そういう点、もっと抜本的な措置といえますか、方法というのはございせんでしょうか。

えになりまして、十分そこから辺で調整
いたしておるわけでございます。

なお、新しい漁場の開発というのは、技術が非常に進んでまいっておりますので、いままでの技術では、なかなかノリの栽培等が困難なところも、技術の進歩で新しい漁場が開発されていくという面もございます。そういうことを推進しようというのが、いわゆる沿岸漁業の構造改善事業でございます。そして、その中で、養殖業の新技術の開発ということも取り上げて、いろいろな漁場の改良なり開発をやる。それからやはり同じ地先におきまして、技術の進歩によりまして、生産性の高いノリひびといったようなものの導入をはかつて、新しいノリ漁業の進展をはかるといふ点もございしますが、そういうような点の調整は十分とれるようにという指導はいたしております。

御指摘のような点がまき起こりやすいかと思いますが、そういう点については現実の問題といたしまして非常にやはりは、たとえば有明海なら佐賀、熊本、福岡等との関係におきまして、問題の起こらないように処理したいと思っています。こういうふうと考えております。

○小宮市太郎君 どうも地域的なことばかり申し上げて、おそれ入りますが、根本は漁協細分化を防ぐという名目で、従来漁民に与えられた固有の権利と見られていた各自が漁業を営む権利、これに制限を加えて漁協の共同管理にした、それが区画漁業だと私は思ふのです。特にノリ・カキの養殖業には、それを適用されておるじゃないかと——そうすると漁業法の骨になつております漁民の平等と民主化の思想

というものは、ちよつと疑念をもち、それ
ういう方向に向いておるように思われ
るけれども、何か現実を見ると、それ
とは逆に零細な漁民を漁業から締め出
しておるのじゃないかと思われる節が
あるわけです。

というのは、三十日以上九十日までですか、漁業をやるというのは、それが九十日以上百二十日となつて、それを正組合員にする。こういうことに引き上げられたものですか、それで漁協に加入するという機会も、だんだん障害されてきた。したがつて、なかなか正組合員にしない、準組合員にしておく、こういう措置がとられますから、結局正組合員にならなければ、本法でいうところの組合員として取り扱ひを受けないわけですね。そうすると金融の道を制限されておる。制限されておるといふよりも、金融がこの法律によつては救われぬ、極端に言うところには救われぬということになるのじゃないか、こういうことになると思うのですが、そういう点がありますから、ちよつとくどく私はお聞きしたわけです。そういう点について今後どういうようにお考えか、もう少し聞きたいと思うのですが。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のように、先般の水協法の改正で組合員資格三十日というのを九十日以上、というように引き上げましたわけでありまして、その際、非常に論議があったわけでございます。これは零細漁屋の切り捨てになるのではないかというような御議論があったわけなのであります。御議論がございましたが、われわれといたしましては、やはり漁業に専業する者をもって組合員にしていくというのが必要なんじや

ないかと思ひます。特に、いま御指摘のありました有明等のノリ養殖の漁家につきましては、やはり先ほどから申しますように、漁場が非常に狭いというふうな面があるわけでございまして、そういう面は、やはり先ほど申しましたように構造改善事業等で防波堤をつくつて漁場をつくらうとか、あるいは沖合いに出す場合に係留施設をつくる、そういったような考え方でノリの漁場の開発、改良という面を進めていきまして、ノリ養殖漁家の経営規模を拡充していこう、こういう考えでございします。

なお、ノリ養殖漁家は、大体九十日以上はノリ養殖に従事し得ることが確實でございしますので、零細であるという点だけで組合員資格がなくなるといふことは、ないようには現実にはなつていくように聞いております。

○小宮市太郎君 現実には、確かに御答弁のとおりだと思ふんですが、しかし、浅海養殖漁業地帯のノリ地帯というものは、特に遠浅の地帯が多いわけですね。有明海は干拓の地先がノリ漁場、こういうことになる。したがって、農業兼業が非常に多いということですね。しかも陸地が平坦でありますから、農家においても、かなり広い範囲の農業をやっている。広い範囲といつても、かなりの水田を持った農家が多いわけですね。そうすると、農業所得の多いものが、現在こう見てみると、統計等を見ていると、漁業所得も多い。こういうわけで非常に力が強くなつていくわけですね。力が強いという点と諸弊がありまされども、かなり経済力がよくなつてきているんです。そうすると零細な、さつき申し上げまし

たような採貝だけを業にしてやつておつた人たちが、全く締め出されちまうという結果になつていく。で、ノリ業の、ノリ採取の労賃がせきといひますか、賃金かせぎに転落しているというふうな面があるわけですね。

そういうものもやはり、いまおつしやるように、ノリ漁業期間は、九十日以上の就労がでますから、それまた、漁業に九十日以上以上の就労ができるというふうになるわけですね。そういうものを加入しようといつても、決して加入させないという非常に締め出しが多いわけですね。で、法律としては、そういう点についても、非常にいろいろの配慮がなされておつて、民主化のためには漁業調整委員というものを選挙する。その漁業調整委員が、公平な分配などをやってくれる、こういうことになつていくんですけれども、しかし、その漁業組合の組合長が調整委員にほとんど立候補するわけですね。当選する。ですから、学識経験者などが一人や二人おつても、そういう公平なことがあまり行なわれないう、こういう事態が現実なんです。そういう点をもつと注目されて、零細漁民というんですか、そういうものを救済するといふ方法を考へてもらわなくてはいいかぬ、こういうふうな思ふんです。その点いかがでしよう。率直に私は申し上げておるわけなんですけれども……

○政府委員(庄野五郎君) 御指摘の点、ごもっともだと存じます。有明海におきましては、干拓事業が非常に進んでおります。干拓地の配分という点になりますと、やはりその付近の農業者の規模の拡大ということに資する

とともに、やはり漁場の喪失等によりまするその付近の漁民にも恩恵の配分をする、こういうふうな方針で、いわゆるノリをやつておつたものも、土地を得て農業を兼業する機会を恵まれるわけでございます。

そういうことで零細な漁民等につきましても、農業に参加し得る機会を片つ方では開いておるわけでございしますが、一面やはりそういう零細な漁民につきましても、このノリ漁に専業し得る道は、先ほど申しましたような構造改善等によつて漁場の改良をやつて、そういう機会をつくつてやるといふことと一緒に、やはり組合の運営というものをさらに指導して、民主化して、そういうものを排除することのないうような配慮を果なりとともにやらなくちやならぬ、そういうふうな考へております。

○小宮市太郎君 私の言つておるのと、ちよつと御答弁と食い違ひがあるわけですね。というのは、今から干拓やつて、それを与えて、それでやりながら漁業をやる、農業と漁業と両方やつて拡大していく、こういう直接のものを聞いておるのじゃないのです。もうすでに定着して農業をやつておるわけですね。その定着して農業をやつておる沿岸の兼業の漁民というのは、かなり農業所得も大きいわけですね。したがって、経済力ももちろんかなり強いわけですね。封建的なんですから、そういう意味で有力な力を持つておる。ですから、そういう人が漁協の組合長になる。そうしてまた、これが漁業調整委員に当選しておる。こういうことになりましますから、零細漁民というのは、いつでも締めつけられる傾向にあるわけですね。なぜかという点、御存じのように漁業調整委員というのは、待遇といひますか、収入というものが非常にないわけですね。ないわけじゃないでしようけれども、非常にわずかなものなんです。したがって、零細漁民が調整委員等に立候補するといふことも、まことに困難なわけですね。そういうわずかしい面も持つておるわけですね。

したがって、お答えのようなことは、なかなかならないわけなんです。この点は、いつまでもやりとりしておつてもきりがないと思ひます。か、この辺でやめまされども、もう少しあたいたか目、そういう点をひつと考へていただきたい、こういうふうな思ふのです。そういう点等、もう少しきめのこまかい御指導をお願いしたいのですが、何かいい方法をお考へでしようか。

○政府委員(庄野五郎君) われわれが配慮いたしております点は、すでに区画漁業でノリをやつておる養殖漁家について、これが細分化され、零細化されるというのを防止するといふことが一つあるわけでございします。これは先般の改正でも、そういう漁業権の行使について、組合でいろいろきめて、そういう零細化の防止に資するよう、こういうふうに考へておるわけでございます。

すでに零細な漁民についても、その漁業権のいわゆるノリ区画漁業権の行使につきまして、さらに民主化するようには、組合、県等を通じて、一その指導はやつていくように努力したい、こういうふうに考へます。

○小宮市太郎君 それでは先を急ぎますが、次に会員たる漁協の組合員の債務を基金協会が直接保証し得ることに今度になつておりますね。そうしますと、いまでもお尋ねしたことと非常に関係があるわけなんです。特に漁協の組合員の中で経済力もあるし、俗にいう有力なる組合員が、政治的に基金協会等と話をして保証を求めるといふ結果になりはしないかという心配を持つておるわけですね。そういう点の心配はないわけでございますか。

○政府委員(庄野五郎君) 有力な組合員に保証が偏向するおそれはないか、こういう御指摘でございします。保証制度というのは、そういう零細な漁民で普通の融資では担保力等の点で、なかなか金融ベースに乗りにくいという面に対して、協会の保証をして融資の円滑化をはかるという制度の趣旨でございまして、むしろ有力な方は、資力もあり、経済力もあるわけでございます。まして、保証の対象としては、むしろ後順位になるうかと存するわけでございますが、それはやはり運用面におきまします協会の指導よろしきを得なければいけないと思つております。そういう面の指導は十分いたしまして、ほんとうに資金を必要とする資力のない漁民に保証によりまして資金が融資されますように、そういうことをわれわれは指導の根本として進めてまいりたい、こういうふうな考へております。

○小宮市太郎君 農業においても、中小企業においても同じであります。特に漁業においても大差はないと思ふのです。借りた人——借りてやれば経営ができて、助けられるのじゃないか

という人には、なかなか融資が行なわれない、そういううらみがあるのです。というのには、おっしゃるとおり、担保力が大抵ないというか、非常に少ないという人、そういう人には、なかなか安心して貸せないという点もありますから、保証もなかなか困難だ、こういうことになる。

そうすると零細漁民に対しては、漁協自体で保証を一括して求めて貸さないで、逆に、これは私も少しどうも考え過ぎではないかと思ひますけれども、直接組合員から基金協会に保証を求めさせて、そして金を借りる。そうすると結果的に、いやあんだには、どうも担保力がなし、あまり安心して貸せないからというので、かえって金融を締め出す方法に用いられるのではないか、こういうように、ちょっと思ひ過ぎだと思ひますけれども、そういうふうな考えられますけれども、いかがでしょう。

○政府委員(庄野五郎君) 小宮先生は、農協の運営に實際当たられた方で、われわれといたしまして、組合の運営という面においては十分配慮しなければならぬと思ひます。

実は、今度漁業協同組合を金融機関に指定いたしました、その組合員が、直接組合員でなくても保証ができるという道を開きましたのは、結局零細漁民でございまして、従来のように、その組合員が出資して直接組合員にならないと保証の利益に均てんし得ないという面があったわけですが、そういう面が、零細漁民に、会員になるために出資させるといふことは、現実の問題として非常に困難な問題があるわけでございますので、今度の改正は、そういう

漁民に対して、保証によって融資が円滑にいくという道を開くという趣旨でございまして、そういう意味で、組合が会員として出資をしておりますれば、その組合員に保証がとれる。組合といたしまして、自己資金なり、あるいは系統資金を組合員に貸す場合に協会の保証、さらに特別会計の再保険、こういう安全な道が開かれるわけでございますので、組合といたしまして、組合員に貸す場合には安心して貸せる、こういうことになるわけでございますので、御指摘のような面はまああないと思ひます。

○小宮市太郎君 そういうことがなければ、非常にいいと思ひます、さらにまた、水産加工業協同組合、その連合会、それからまた、組合員である水産加工業を営んでいる者、これにも、さつきと同じような方法をとられるわけですね。

そうすると、私がまた、これは思ひ過ぎかも知れませんが、資金に乏しい者、それから資金の調達に弱い零細な漁民、これはたくさんいるのです。そういう者は、いままでもやはり金融には縁がないというか、締め出されたといえぬいえないことはいないわけですね。そういう者に対して、今度は、本法の改正によって恩恵を与えて円滑にするという御趣旨だと私は思ひます。

そのとおりには、非常によろしいのですが、しかし、そういう担保力というか、弱い零細漁民の者に、前からもありますように、有力な人が金を貸すのです。資金の融通をして、前借というか、金を先に貸して、仕込みのためにやっているわけですね。そうすると、かえってそういうこと

で、本人が直接保証ができるという道は開かれたけれども、なかなかそういう円滑なことが行なわれないで、かえって逆用されて、零細漁民に加工業者等が金を融通して、だんだんノリ小作といふますか、小作者的な存在に零細漁民を追い込んでいくのじやないか、こういうように、思ひ過ぎかも知れませんが、そういうようなことを考えるのですが、そういうことはいいでしようかね、絶対に。

○政府委員(庄野五郎君) 水産加工業者にも、今度制度を改正いたしました保証の道を開く、こういうことは、結局水産の生産者と加工業者が密着いたしております。あるいは自分で漁撈によりまして、とりましたものをみずから加工する面もございましょうし、あるいは漁村等におきまして、漁民から水産物を買い入れて加工する業者もあるわけでございます。両面とも保証の道を開きたい、こういうふうな考へております。加工業者につきましても、従業者四十人以下といったような法人組織でございまして、小規模のものを対象にしていこう、こういう趣旨でございまして。

御指摘のように、加工業者から、零細漁民が前渡金のような形でいろいろ融資を受けるという面もあるかと存じます。それは先ほど私が申しましたように、やはり生産物は、漁民といたしまして生産物を処理いたします場合に、協同組合の組織を通じて共販していくということが非常に大事なことでございまして、われわれとしては、組合を通ずる共販組織というものを確立して、そういった面の直接の加工業者とのつながりという面は改善し

ていったほうがいいのじやないか。これは農業においても同じことがいえると思ひます。ずっと戦争の前でございまして、肥料業者と農業者が結びついて、だんだん地主化していった。そういった面を農地解放で断ち切った。それと、そういう面があるかと存じます。そういう面は、先ほどから申し上げておりますように、区画漁業権の正当な行使を組合によって自主的に定めていくという規定の改正もありません。また組合といたしまして、共販組織にのせて、そういう面のめんどろをみていく、そういう根本的なやり方が進まなくちやならんかと存じます。御指摘のような点は起こらないように、十分注意してまいらなければならぬと思ひます。

○小宮市太郎君 お話のとおり、ノリの場合には区画漁業権、したがって、零細漁民は漁業権管理者の支配を受けることが非常に多いのです。さらにまた、さつきお話しのように、共販体制をとつても、資金的に弱いのでありまして、零細漁民はどうしても前借金その他のをやらたがります。したがって、そうすると、水産加工業者などに前借を受けて、だんだんそれが高じていけば、漁民が加工業者に支配されるという心配が非常に多いわけです。特にノリなどには、その感が深いわけですね。そういう点は、いまお答えのように十分注意していただくということでありまして、今後、さらに御指導願ひたいと思ひます。

次に、さつきもちっと御質問申し上げましたが、ノリの養殖業がだんだん盛んになり、生産性が上がっていくと、共同漁業権だと思ひますが、採貝業ですね。これがほとんどできないわけですね。漁場がノリ漁場になってしまふ。従来有明海においては、相当アサリであるとか、アゲマキ、タイラギ、赤貝、豊富な海産物があつたわけですね。それがほとんど最近ノリ漁場になって、採貝の漁場がないわけですね。したがって、深海に行つて、タイラギの養殖をやる。そうすると深海ですから、潜水夫を使わなければいけません。潜水漁業ですね。たいへんな資材と労賃が要るわけです。だから、零細漁民にはとてもできない。こういうような状況でございまして、そういう零細な採貝業等を今後こういう面、どういふように救つていくか、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(庄野五郎君) この保証制度のほうから申しますと、そういう、業種によって保証するとかどうするか、そういうことはないわけでございます。出資をいたしております協同組合の組合員であれば、保証が受け得る。そしてみずから出資して会員になるようなことのできないような零細漁民も、組合として会員になつておれば、私たちは、五十万円以下に最高限しほりたいと思ひます。非会員である組合員も、保証の道が開けるということでございます。採貝、採草とか、ノリ養殖、そういう区別はいたさずに運用してまいらばいいと思ひます。

なお、ノリの区画漁業権と、採貝、採草の共同漁業権の問題でございまして、これは免許に際しましては漁場計画を立てまして、漁場計画によって、その調整を進めていく、こういうこと

になりますし、漁場計画を立てますに
ついては、知事が漁業調整委員会にそ
の意見を聞いて、そういった面の調整
をしながらやっていく、それによつて
免許する、こういうことになると思ひ
ますので、その段階で、十分そういう
点の調整はしなくちゃならぬかと思ひ
ます。

なお、一般的な傾向といつたしまし
て採貝、採草と、ノリ養殖という点
においては、同じ水面内を使用してや
る事業といつたしまして、生産性の高
いものにだんだん移行するというのは
やむを得ないわけでありますが、そ
ういった場合におきまして、採貝、採草
を従来やつたものが、ノリの区画漁業
権に参加できるような措置を県の調整
委員会のほうでも配慮すべきものと、
こういうふうな考えております。

○小宮市太郎 確かに、この法律で
は、そういう限定された、お話しのと
おりだと思ひます。しかし、さつきか
ら私が申し上げておりますように、零
細漁民は金融に弱いのですから、組
員であるから、すぐさま基金協会に
いつて保証してくれといつても、なか
な困難です。そういう点で締め出し
を食う、あまり利用の恩典にあずか
らないということになる、特にこの採
貝業のタイラギでは、相当の資力が要
るわけですから、資金が要するわけ
です。だから、零細な採貝業をやつて
いる者は、そういう資金の要る深海に
おける養殖業というものは困難だ、で
すから、これとかね合ひに、ノリ漁業
等に転換をしたい、そういう希望が非
常に強いのです。

ところが、片一方において締め出し
を食うというわけで、従来から採貝業

者というのは、救う道がないわけ
です。救う道がないという極端です
が、構造改善事業で近代化促進のため
の近代化資金があるじゃないかとい
ふにおおしやういふ、これもなかなか
か、担保力が弱いものだから、利用
することができない、こういう面があ
る。こういう点は、もっと零細漁民に
あたたかい手を伸べてもらわないと、
ただ、制度はつくつていたけれども、
恩典にあずかれない、また、漁業で
食つていけないければ、どつかに転職を
しろということになりましようけれ
ども、それもなかなか困難だ、そうい
う点をどういうように、総合的なか
い合ひもありまうけれども、なかなか一
言には答弁はできないと思ひますけれ
ども、何かいい考えはございせんか。

○政府委員(庄野五郎) 制度の道
は開かれても、零細漁民はなかなか
それに均てんすることが困難じゃな
いという御指摘はごもっともだと思ひ
ます。私もどなたも思ひます、やはり
制度を改正いたしますれば、それを十
分、そういう零細漁民にも均等させる
ということ、制度の趣旨をよくの
み込ませて、そういう点についての零
細漁民の要望が、組合に必ず上がつ
くるように、上がつてきた場合に、組
合としては先生がおっしゃる通りに、
ボスがいかなかなか、そうはいかぬ
という面もあるかと思ひますが、それ
は、やはり組合の中におきます組合
の自覚が先決だと思ひます。組合意識
に徹して、そして組合は組合員の共
同の利益のために経済行為等をやる
といつた組合運動の純粋な精神が、や
り自覚にあると思ひますから、そう
いう面の指導というものは、従来以上

やりまして、制度の趣旨をよく零細漁
民にも徹底させて、そして組合の運
営におきましては、いろいろ御指摘
がありました、組合員が一部の有力
者のために壟断されないように、指導
をわれわれはかねてからやっております
が、今後とも、そういう面に努力い
たしまして、やはり組合自体が、
制度的には民主化されてきまうたが、
運営も、事実上民主化されてきまうた
指導をしていきたいというように考
えます。

○小宮市太郎 組合員の自覚自覚と
おっしゃいますけれども、それは政府
の上層におられる方は、それで通る
と思うのですが、何か修身教育みたいな
趣意書でも送つていただければ、それで
事足りると思ひますが、実際問題とし
て、そう簡単にはいかないのです。

私は農業出身でもありませんし、漁
業に對しても、そう詳しいわけじゃあ
りませんが、実はそこに生まれたもの
ですから、その成り立ちをよく知つて
いるわけですから、さつき申し上げた
ように、福岡県側の有明海に二十三の
漁協がある。大和という町があるがこ
こに四つの漁協がある。一町に四つで
すよ。それから大牟田市には、これも
四つあるのです。柳川にも二つか三つ
あります。こういうように、とにかく
あの海岸線四十キロはないでしやう、
おそろく、そこに二十三の漁協がひし
めき合つてゐるといへばいいわけ
です。そういうわけで、それは共同管理
をやつてゐるわけですから、ノリ漁業に
ついては、ところが、いわゆるこま割り
です、ね、ノリごま割りというものが、県
の指導としては、いま一世帯について

五こまを大体限度として、労働関係か
らいっても、その他資金、資材の点から
いつても、一世帯に五こまというの
が、大体標準的なノリ漁業だろつとい
うので指導方針にしているわけ
です。ところが、なかなかこれが守られ
ない。奥さんも組合員である、おやじも
組合員であつて非常に封建的ですから
ね、組合員の自覚自覚とおっしゃつ
ても、なかなかそこらの自覚がで
ないわけですから、相当長い時間をか
けてやらないとできないんじゃないかと思
うのです。

ですから、私はさつきから、非常に
地域的なことでよくと申し上げて
おりますけれども、しかし、私は大なり
小なり日本の漁村の実態ではなからう
か、こういうふうな思ひます。そこ
でことさらに申し上げてゐるわけ
です。そこで簡単なことを御披露しますと、
組合の理事を選挙するでしやう。そう
いう場合に部落で推薦するわけ
です。五人が理事だと五人選挙する。各
部落で一名ずつ推薦してもらう。そう
すると選挙というものは、型どおりに議
事録に残す。こういうやり方です。

ところが、あるときおれは何といつて
も、部落で推薦がなからうとあらう
と、おれは出るんだといつて出ちゃ
つた。そうしたら五つ部落があるのに、一
人分ふえたわけで六人になつた。定款
によれば、民主的に選挙しなければな
らないから選挙したわけですから、こ
ろが、部落から推薦した人が落つこ
つて、おれは何が何でもやるんだとい
う人が當選してしまつた。そこでたいへ
んになつた。どういふことになつたか
といふと、選挙管理委員会みたいなもの
を作りまして、それで同じ部落から一

人出すといふことで、當選はしたけれ
ども、得票数は最下位だつた、最下位
だから、部落から一名ずつといふ大
体申し合せだから、お前引けといつて引か
してしまつた。そこで組合員から異議
が出まして、それで県に異議の申し立
てが行なわれたわけですから、ところが、相
当紛糾がありましたけれども、まあ漁
協の平和のためにといふことで引き下
がつてその場はおさまつたわけ
です。そのときに県の水産課等に、今後はこ
ういふことをやります、民主的な選挙
をやりますと、こういう一札を入れて
おさまつたのです。ところが、翌年選
挙したときに、どうしたかといふと、一
人一人を無記名投票をやつた、一名ず
つ。それで結局、結果としては、各部落
出身が一人ずつ、また出るという結果
になつた。理事を一名ずつ無記名投票
で、五回やるわけですね。こういう方
法をやつた。こういう所があるわけ
なんです。

ですから、おっしゃる通りに、組合
員の自覚を求めても、なかなか現実には、
うまくいかない、こういうことになる
と思ひます。そういう点があります
から、私はよくお聞きして、こうい
うりっぱな組合員に直接保証の道を開
いていただいても、なかなかさうい
うわけにはいかないといふことをお聞き
しておるわけですから、こういう点につ
いて、もつと……法律じやなくても
きつても、指導といふものを、もう少し
強めたほうがいいのじゃないかとい
うふうな思ひます。その点、どうでし
やうか。

○政府委員(庄野五郎) 御指摘の
点は、現実の問題としてあらうかと
存じます。やはり組合の根本的な問題

は、そういった組合員の自覚にあることは申すまでもないと思ひますし、またそれは、そう短兵急にはいかない、長い目で指導していかねばならぬというところは私は感じておるわけでございますが、制度を改正いたしまして、それが零細漁民に均てんする機会がないというようなことのないように強力に、この点を果を通じて指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○小宮市太郎君 どうも時間がだいぶ長くなりましたけれども、もう少しです。お聞きしたいのです。

そういう非常に封建的で、組合員の自覚を求めても、なかなか民主的にいかないという面もありますが、その反面また、こまの配分について、実際は隠し田というのがあるわけですが、その隠し田という、ちょっと私説明に困るわけですが、配分をして残りこまができるわけですが、その残りこまを、これを組合員に入札をさせるとか、そういう方法で、その金を組合の運営に使うと、こういうようなことが、ときどき暴露されるわけです。交際費に使ったとか、あるいはいろいろ活動費に使ったとかね、そういうように暴露される。そうすると、また、そこにいろいろな紛糾が起きてくると、こういうような状況があるわけです。それでこれはどこでも同じだと思ひますが、そういうことによつて有明海等においては、暴力団とのつながりというのが出てきておるのです。非常にややこしいわけなんです。これはひとつ、現実を御調査になっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(庄野五郎君) この漁業権の行使なり、あるいは組合の運営なり、われわれといたしましては、組合の監査なり、指導監督とか、あるいは経営の診断、そういう面も果を通じてやっておるわけでございます。そういう面を把握できる面は、十分把握したいと思ひます。また御指摘のような点が非常に起こつておるといふことでございしますれば、われわれといたしましては調査して、そういうような面についての是正の措置は講じていきたい、こういうふうに考えております。

○小宮市太郎君 大体、切りのいいところでやめさしてもらつて、また、あとの次にしたいと思ひますが、その暴力団とのつながりというのは、密漁をやる。そういうことをやりますから、その密漁を今度は取り締まる方法について、最初は暴力団に依頼して、それをやつたわけですね。ですから、だんだん関係がつかない、うのですね、組合の幹部と。そうすると、その暴力団が、今度は逆に組合のそういう、いろいろなスキャンダルのようなものをつかんだり、いろいろなことをやつて、逆に今度は、こまをおれによこせというふうに出てくるわけですね。それで零細漁民には配分されないで、今度は暴力団がこまをもらひとつておるわけです。そのもらひとつたこまを今度は、零細な漁民に一こま三万円ないし五万円これを売りつけておる、こういう事実がある。これは私は有明海だけじゃないと思うのです。そのほかにも、そういうようなケースがあるのじやないかと思うのですが、そういうことが行なわれておる。

漁の取り締まりが行なわれておりますけれども、これは徹底してない。こういう点もやはりあわせて、ひとつ十分御調査をいただきたい、こういうふうに思ふのです。ここにもありますように、漁業の取り締まりの指導ということが、ここに書いてございしますね。漁業の取り締まりは、零細漁民を保護することを主眼としておるといふようなことがありますが、あまり零細漁民は保護されていなくて、かえつてそういうものに拍車をかけて締め出されておるといふ傾向がある。そういう点ですね。それから密漁の原因というのは、さつき申し上げましたように締め出しを食つておるから、やむを得ず今度は許可を受けて落ちノリを採集するわけですね。免許を受けて落ちノリを採集しますね。——免許を受けて採集する場合がございせんか。

○政府委員(庄野五郎君) 免許ではない。

○小宮市太郎君 許可ですか。

○政府委員(庄野五郎君) 落ちノリの点は、私もまだ明確に実態を承知いたしておりませんが、ひとつ調査してみたいと思ひます。落ちノリ採集について、あるいは果でいろいろな措置を講じている面もあるかと存じます。が、こういう点、氣をつけたと思ひます。

○小宮市太郎君 これをこの次までに御調査をしていただきたいと思ひます。これをこの次に聞きたいと思ひますが、その落ちノリは、果知事の許可を受けてやるのがあるのです。そうすると、そのこまとこまとの間の、これを潮通し、あるいは舟通しともいいますね、ここに網を張つて、流れてくるノ

リをここで拾うわけです。この落ちノリ採集は、これを舟を持っていつて張りますね。それでそれから相当な収穫をあげる場合もあるのです。ところが、九十日以上漁業をやつておるといふ者は、漁民としての資格を一応認められておるわけですね。この連中たちが、今度はノリを拾うわけです。再開はできないわけですから、ノリを拾う。そういう場合に、網を使えば違反になるわけですから、それで糸を張るのです。その糸は、たこ上げに使うようなあいう糸ですね。あの糸を六十センチあるいは一メートル幅くらいにすつと張る、その糸にノリがつくのです。それを拾つて漁業やる、こういうのがあつたわけです。

ところが、さつき申し上げましたように、暴力団が漁場へ入つていくわけですね。そうすると、そういう落ちノリを拾つておる者を恐喝して——一漁期三カ月以上ありますね、この漁期に、二万円から三万円という金をとつておるのですよ、こういう事実があるのです。いわばなかなか複雑怪奇な点がございします。そういう点、こま割り等について、あるいは落ちノリの採集については、もう少し詳しい点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

それについて有明海においては取り締まりを警察、それから海上保安庁です。それともう一つは水産試験場がありますから、その試験場が指導の意味で、これまた監視をしております。そういう三者でやつておりますけれども、これに漁協が船をつくつてやつておるのです。船をつくつて、これを海上保安庁に貸したり、警察に貸した

り、あるいは水産試験場に貸しているのです。この間、その進水式をやつたのです。百七十何万から、りっぱな船をつくつた、それを漁協がつくつて、それを貸して、これを取り締まる、こういうことをやつておる。私は何か、そこらに割り切れぬものがあるわけですね。ですから、もうちょっと内容について聞きたいこともございしますから、いまの密漁の取り締まり、落ちノリの採集、こま割り、こういうものについて、もうちょっと御調査いただきたい、この次、また聞きたいと思ひます。

○政府委員(庄野五郎君) 承知いたしました。

○小宮市太郎君 それでは、まだ私の聞きたいところ、十分わかりませんから質問残しまして、この次の機会に聞かしていただきたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記を始めて。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時四十六分散会